小作爭議調査表

No. 101

（月報番號第八三號）

（昭和九年八月分）

場所	關係人員	地主關係團体	原因	要求事項
企救郡企救町上川	地主 佐野長右エ門外十五名 小作人 藤本麻太郎外七十二名	北九州不動產管理株式會社	小作人は昭和八年度不作を理由に小作料四割減を要求し納入せざる爲前示會社に債權を讓渡し、會社は直ちに土地返還、小作料請求の訴訟を提起したるに因る、	小作料四割減要求

發生	終熄	關係地種類面積	小作人關係團体
昭和九年五月廿八日	昭和〃年八月一八日	田十九町五反十二歩	全農縣聯企救町支部

經過

小作人は組合の指導の下に五月廿八日小作調停の申請を爲す

六月一日第一回調停委員會を開催せるも何等纏らず

六月三日第二回を開催したる処調停官の斡旋により相當接近せるも纏らず

以来三回に亙り委員會を開催するも兩者強硬にて解決の模様見へざりしも最后の八月十八日の委員會に於て調停地主、小作人全部出席し、組合側は百三十名を動員し詰掛け、調停官は極力解決に努めたるも小作人は豊凶なしの二割五分減、地主は一割を主張し纏らざるも、調停官は軌派と見られる地主に二割の平均率をまし解決を（遅伏しあるを基礎として）他の地主に対し各々斡旋の結果漸くそれぞれ解決す

菅野靖之外二名

結果

一、從来通り小作せしむること

二、小作料は毎年翌年の一月末日迄に（地主宅に）納入のこと

三、昭和七年度小作料は二割減額のこと、但し四ケ年ニ分賦

四、小作地轉貸の際は地主の同意を得ること

五、正當の理由なくして以上の項目に違背の時は即時土地返還、滞納小作料は一時に納入のこと

六、不可抗力の減収は鎌入前一週間以前に立會を求むること

七、割引協定出来ざる時は小作官、又は小作官の指定したる者の裁決指示に從ひ異議なきこと

備考

財團法人 協調會福岡出張所